独立行政法人日本芸術文化振興会情報公開に関する電磁的記録の開示方法を定める規程

平成15年10月1日 独立行政法人日本芸術文化振興会規程第8号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号、以下「法」という。)第15条第1項に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第9条第3項の例により、電磁的記録の開示方法について次のとおり定める。

- 1 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法
  - (1) 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - (2) 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格 C5568に適合 する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付
- 2 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
  - (1) 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したもの の視聴
  - (2) 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581 に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)
- 3 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。) がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。) により行うことができるもの
  - (1) 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - (2) 当該電磁的記録を専用機器 (開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え 付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
  - (3) 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
  - (4) 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付
  - (5) 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルに光ディスクの再生専用機器で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
- 4 電磁的記録(前項第4号又は第5号に掲げる方法による開示を実施するこ

とができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であって振興会が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる方法
- (2) 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格 X 6103、 X 6104又は X 6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。) に複写したものの交付
- (3) 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X 6123、 X 6132若しくは X 6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付
- (4) 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X 6141若しくは X 6142又は国際規格15757に適合するものに限る。) に複写したものの交付
- (5) 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X 6127、 X 6129、 X 6130又は X 6137に適合するものに限る。)に 複写したものの交付

## 附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。